

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「規定に基づき」を「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定により」に改める。

第三十条第三号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

第九十六条の四第二項を次のように改める。

2 固定資産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第四号の場合において、管理者が特に必要と認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上五十年未満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上三十年未満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第一百十条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第一百九条の四第五号中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

第二百二十三条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第二百三十四条中「政令第二十一条の十五」を「政令第二十一条の十四」に改める。

第二百三十七条の二中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

第二百三十七条の三中「政令第二十一条の十四」を「政令第二十一条の十三」に改める。

める。

第三百三十七条の三第四項中「発注を行う本庁若しくは地域機関において、又は」を削る。

第四百十条の二及び第四百十条の三第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

様式第三十七号（一）及び様式第三十七号（二）中「の拠所に基づき」を「において適用する地方自治法第243条の2第1項の規定により」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。